

京都保護司宣言

我々、2021年3月7日、第14国連犯罪防止刑事司法会議において開催された、世界保護司会議に参加した者は、

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」、ドーハ宣言とその他のコンGRESSにおける政治宣言、及び罪を犯した人とその家族、地域社会との間に良き繋がりをもたらし、絆を育む上で市民参加の果たす役割が重要であるとして、市民参加の導入を強く促している非拘禁措置に関する国連最低基準規則（東京ルールズ）を始めとした犯罪防止及び刑事司法に関する国連準則に留意しつつ、

保護司の国際ネットワークの構築と相互協力の継続を求め、日本、韓国、フィリピン、シンガポール、タイ及びオブザーバーとして中国及びケニアが参加し、採択された2014年のアジア保護司会議「東京宣言」を想起しながら、

日本において、一世紀以上にわたって、民間の活力によって発展し、制度化されてきた保護司制度が、犯罪者の更生と、さらには犯罪の防止と安全・安心の地域作りに効果がある施策の一つとして国際的に注目されていることを認識し、

刑事司法実務者と一般市民との効果的な連携を発展させてきたフィリピン、タイ並びにケニアの保護司及びアジア、ヨーロッパ並びに北アメリカにおける犯罪者の指導監督及び更生を支援する地域ボランティア等によるこれまでの努力に注目しつつ、

次のとおり宣言する。

1. 罪を犯した者の更生を促し、地域社会の一員としての健全な生活を後押しし、再犯を防止するためには、地域の支援と理解が不可欠である。
2. 保護司のような地域ボランティアが、専門的知見を有する保護観察官と協働で保護観察を行うことには非常に重要な意義がある。地域ボランティアは、官ではなく民であるという立場を生かして、罪を犯した人を隣人として受け入れ、同じ目線に立って親身に接することができる。このような地域ボランティアによる伴走と心の支えにより、罪を犯した人が、本来の自分を再構築し、社会の中で、再び罪を犯すことなく主体的に人生を歩

むことができる。

3. これら地域ボランティアの営みは、2015年に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(the 2030 Agenda for Sustainable Development)の根底にある「誰一人取り残さない」(No one will be left behind)という理念に合致する。このような地域ボランティアによる活動がさらに活発になるよう、地域ボランティアに対する国際的認知の向上も含め、様々なサポートが必要である。
4. この目的を達成するため、我々は、国連犯罪防止刑事司法委員会に対し、更生保護の地域ボランティアについての活性化、啓発及び制度としての確立を目的とした、国際ネットワークの構築や技術的支援及び加盟国に向けた地域ボランティアの法制化の推奨を求めていく。我々はまた、「再犯防止のために地域ボランティアを活用する国連準則(モデル戦略)」を策定し、「罪を犯した人の立ち直りを支える地域ボランティア国際デー」(世界保護司デー)の設立を求めていく。
5. 我々は、本宣言の実現に向けて、本宣言の実施を定期的を確認し、地域ボランティアの発展に新たな活力を間断なく付与していくこととする。